

日立市本社機能移転等促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市産業の振興と雇用機会を確保し、もって定住人口の拡大を図るため、本市において地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う個人事業者又は法人に対し、予算の範囲内において、本社機能移転等促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する業務施設をいう。
- (2) 特定業務施設整備計画 法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。
- (3) 認定事業者 特定業務施設整備計画について知事から認定を受けた個人事業者又は法人をいう。
- (4) 認定特定業務施設整備計画 知事から認定を受けた特定業務施設整備計画をいう。
- (5) 交付基準日 特定業務施設を事業の用に供した日の翌年以降の同

月同日をいう。)

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる個人事業者又は法人は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 認定事業者
- (2) 認定特定業務施設整備計画に従って新設し、又は増設した特定業務施設において、本社機能に係る業務を行っていること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

(本社機能施設整備奨励金の交付)

第4条 市長は、認定事業者に対し、本社機能施設整備奨励金として、認定特定業務施設整備計画に従って新設し、又は増設するために取得した特定業務施設に係る固定資産に対して賦課した固定資産税又は都市計画税の額に相当する額を、3年度分を限度に交付することができる。

2 本社機能施設整備奨励金の額は、1事業者につき各年度1億円を限度とする。

(本社機能設備移設奨励金の交付)

第5条 市長は、認定事業者に対し、本社機能設備移設奨励金として、認定特定業務施設整備計画に従って新設し、又は増設した特定業務施設において業務を行うために必要な設備等を、当該認定事業者の他の

事業所から当該特定業務施設に移設するために要した経費の2分の1の額を交付することができる。

2 本社機能設備移設奨励金の額は、1事業者につき2,500万円を限度とする。

(本社機能雇用創出奨励金の交付)

第6条 市長は、認定事業者に対し、本社機能雇用創出奨励金として、認定特定業務施設整備計画に従って新設し、又は増設した特定業務施設において1年以上継続して従事している従業員が交付基準日において5人以上(中小企業者においては2人以上)増加した場合、当該増加した者のうち次の各号のいずれにも該当するもの1人につき、30万円を交付することができる。

- (1) 認定特定業務施設整備計画に従って、当該計画の計画期間内に新たに雇用した者又は本市の区域外の事業所等からの配置換えにより配置した者
- (2) 交付基準日において、1年以上本市に住所を有している者
- (3) 過去当該事業者において本社機能雇用創出奨励金の交付対象とならなかったことがない者
- (4) 過去当該事業者に正規雇用の従業員として雇用されたことがない者

2 市長は、前項各号に該当する従業員が雇用され、又は配属された日における当該従業員の満年齢が40歳未満であったものに係る本社機能雇用創出奨励金は、当該従業員が当該特定業務施設において引き続き

き従事している場合においては、3年度分を限度に交付することができる。

3 本社機能雇用創出奨励金の合計額は、1事業者につき各年度3,000万円を限度とする。

(本社機能移転等事業計画書の届出)

第7条 奨励金の交付を受けようとする認定事業者は、特定業務施設整備計画の認定後速やかに、本社機能移転等事業計画書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、書類の一部を省略することができる。

- (1) 地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第25条第3項に規定する認定通知書の写し及び同条第1項の申請書の写し
- (2) 印鑑証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により本社機能移転等事業計画書を届け出た認定事業者は、事業開始後速やかに事業開始届(様式第2号)に、事業開始を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(交付の申請)

第8条 前条第2項の規定により事業開始届を届け出た認定事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、毎年度、日立市補助金等交付規則に定めるところにより、市長に申請を行わなければならない。

- 2 日立市補助金等交付規則第4条第2号及び第3号に定める収支予算書及び工事設計図書は、添付を要しないこととする。
- 3 日立市補助金等交付規則第6条の2及び3に定める実績報告書の提出、額の確定については、手続きを省略するものとし、併せて補助金等交付請求書の提出を省略することができる。
- 4 前項の規定に基づき、請求書の提出を省略した場合における請求日は、補助金等交付決定通知書の日付とする。

(調査、報告等)

第9条 市長は、奨励金の交付に関し必要があるときは、奨励金を交付した事業者に対し、事業活動等の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、奨励金を交付した事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条から第5条に規定する要件を欠いたとき。
- (3) 新設又は増設した特定業務施設を事業の用に供した日から10年以内に事業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(他の制度による奨励金との関係)

第 1 1 条 第 4 条の規定は、日立市産業立地促進奨励金交付要綱(工業)

第 4 条の規定による立地促進奨励金又は日立市産業立地促進奨励金交付要綱(商業・オフィス)第 5 条の規定によるオフィス開設促進奨励金の交付を受けた対象固定資産に対しては、適用しない。

2 第 6 条の規定は、日立市産業立地促進奨励金交付要綱(工業)第 5 条又は日立市産業立地促進奨励金交付要綱(商業・オフィス)第 6 条の規定による雇用促進奨励金の交付を受けた対象従業員については、適用しない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。